

令和8年3月12日（木） 市民部

議案第52号令和7年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、市民部の所管する部分について

それでは、議案第52号令和7年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、市民部の所管する部分について、ご説明申し上げます。

それでは、補正予算説明書の46ページをお願いします。

歳入について、ご説明いたします。款15「使用料及び手数料」、項1「使用料」、目1「総務使用料」、節1「総務管理使用料」、説明欄、「建物使用料」のうち市民部につきましては、市民文化会館内にある喫茶・レストランの行政財産の目的外使用許可に対する使用料実績により増額を、48ページに移りまして、「土地使用料」のうち市民部につきましては、使用料実績により増額を、また、市民文化会館使用料、長等創作展示館使用料、体育施設使用料、コミュニティセンター使用料、埋蔵文化財調査センター使用料、歴史博物館使用料につきましても、それぞれ施設の実績見込みにより、増額または減額するものです。

目3「衛生使用料」、節1「保健衛生使用料」、説明欄、「墓地使用料」につきましては、市営堅田霊園の空き区画再募集に伴い増額す

るものです。

52 ページをお願いします。項 2「手数料」、目 1「総務手数料」、節 1「総務管理手数料」、説明欄、「地縁団体認可証明等手数料」につきましては、実績の見込みにより増額し、節 3「戸籍住民基本台帳手数料」、説明欄、「戸籍住民基本台帳等手数料」につきましては、各種証明書の発行実績の見込みにより増額するものです。

目 3「衛生手数料」、節 1「保健衛生手数料」、説明欄、「霊園管理手数料」につきましては、市営堅田霊園に係る年間管理料の実績見込みにより減額するものです。

58 ページをお願いします。款 16「国庫支出金」、項 2「国庫補助金」、目 1「総務費国庫補助金」、節 1「総務管理費国庫補助金」、説明欄、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」のうち市民部につきましては、氏名の振り仮名通知対応に係る補助金の追加交付により増額するもので、次の「個人番号カード交付事務費補助金」につきましては、マイナンバーカード交付事務に係る事務経費の実績の見込みにより、増額するものであり、次の「国宝重要文化財等保存整備費補助金」につきましては、市内遺跡緊急発掘調査費や伝統的建造物群保存対策推進事業費の精査により減額するものであり、次の「学校施設環境改善交付金」につきましては、坂本市民

体育館屋根防水及び耐震化等改修工事の国の補正予算を活用した前倒しや事業進捗等に伴う工事費の精査により増額するものです。

64 ページをお願いします。項 3「委託金」、目 1「総務費委託金」、節 1「総務管理費委託金」、説明欄、「自衛官募集事務委託金」及び節 2「戸籍住民基本台帳費委託金」、説明欄、「中長期在留者住居地届出等事務委託金」につきましては、交付額の確定により、増額するものです。

66 ページをお願いします。目 2「民生費委託金」、節 1「社会福祉費委託金」、説明欄「拋出制国民年金事務委託金」のうち市民部につきましては、事業費の精査により増額するものです。目 5「教育費委託金」、節 1「社会教育費委託金」、説明欄「伝統文化親子教室事業委託金」につきましては、事業費の精査により増額するものです。

68 ページをお願いします。款 17「県支出金」、項 2「県補助金」、目 1「総務費県補助金」、節 1「総務管理費県補助金」、説明欄、「地方消費者行政活性化交付金」につきましては、事業費の精査により減額するもので、次の「文化財保存事業費補助金」につきましては、市内遺跡緊急発掘調査費の精査により減額するもので、次の「防犯カメラ設置促進事業交付金」は自治会等に対し行う防犯カメ

ラの設置に係る事業費の精査により増額するものです。

74 ページをお願いします。項 3「委託金」、目 1「総務費委託金」、節 4「統計調査費委託金」、説明欄、「人口推計調査事務委託金」につきましては、交付額の確定により、増額するものです。

76 ページをお願いします。款 18「財産収入」、項 1「財産運用収入」、目 1「財産貸付収入」、節 1「土地貸付収入」、説明欄、「市民部土地貸付収入」につきましては、土地貸付収入の実績見込みにより、減額するものです。次に、目 2「利子及び配当金」、節 1「利子収入」、説明欄、「交通安全基金」及び、説明欄、「文化観光振興基金」につきましては、基金運用に伴う利子金額の確定により、増額するものです。

78 ページをお願いします。款 19「寄附金」、項 1「寄附金」、目 1「総務費寄附金」、節 1「湖都大津まちづくり寄附金」のうち市民部につきましては、大河ドラマレガシー事業として文学作品に関連する文化財をめぐる「大津の文学さんぽ」の開催経費の財源として充当するもので、事業費の精査により、減額するものです。

80 ページをお願いします。款 20「繰入金」、項 1「繰入金」、目 1「基金繰入金」、節 2「交通安全基金繰入金」につきましては、交通安全施策の推進に要する経費の財源として充当するもので、対象事

業費の精査により、減額するものです。

節3「文化観光振興基金繰入金」につきましては、国登録文化財修理補助等の精査により、減額するものです。

82 ページをお願いします。節9「公共施設等整備基金繰入金」のうち、市民部につきましては、各事業の進捗及び財政計画の見直しにより、減額するものです。

86 ページをお願いします。款22「諸収入」、項4「雑入」、目2「弁償金」、節1「弁償金」、説明欄「市民部」につきましては、自動車臨時運行許可番号標紛失弁償金で、番号標を紛失した許可対象者に対する実費弁償金収入の実績見込みにより、減額するもので、目4「雑入」、節1「総務費雑入」、説明欄「冊子頒布代」のうち、市民部につきましては、展覧会図書や埋蔵文化財発掘調査報告書などの売上額の実績見込みにより、減額するものです。

次の「コールセンター分担金」につきましては、コールセンターの運営に係る企業局からの分担金の実績見込みにより増額を、次の「学校体育施設照明利用料」につきましては、学校体育施設開放事業に係る照明利用料の実績見込みにより増額を、次の「埋蔵文化財包蔵地発掘調査費負担金」につきましては、事業の精査により減額を、88 ページに移りまして、説明欄「コミュニティ助成金」につき

ましては、否採択事業分の減額を、次の「高齢運転者免許返納促進業務委託金」につきましては、高齢者運転免許証自主返納等促進助成事業における調査委託金を増額するものです。

節3「衛生費雑入」、91ページの説明欄、「斎場資源物引取対価収入」につきましては、斎場資源物引取対価収入の実績見込みにより増額するものです。

90ページの、節9「その他雑入」、説明欄、「市民部その他雑入」につきましては、市民文化会館レストラン等の光熱水費、市民運動広場の照明料、れきはく講座・ワークショップの受講料などの実績見込みにより減額するものです。

94ページをお願いします。目3「衛生債」、節2「斎場施設整備事業債」につきましては、志賀聖苑空調設備更新工事に係る工事費の精査により、減額するものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

110ページをお願いします。款2「総務費」、項1「総務管理費」、目19「自治振興費」、説明欄2「自治振興推進費」のうち、市民部につきましては、まちづくり協議会設立支援及び運営補助金など事業費の精査により減額を、説明欄3「自治会育成推進費」につ

きましては、自治会報償金や運営補助金など事業費の精査により減額を、説明欄4「生活安全推進費」につきましては、交通安全推進に係る事業費などの精査により減額を、説明欄5「市民センター施設事業費」につきましては、市民センターの光熱水費の執行見込みや、施設維持管理業務委託及び備品購入費などの精査により減額を、説明欄6「市民相談等広聴活動費」につきましては、特別相談業務やコールセンター運営業務など事業費の精査により減額を、説明欄7「コミュニティセンター管理運営費」につきましては、コミュニティセンターの管理運営に係る経費の精査により、減額するものです。

112 ページをお願いします。目21「市民交流費」、説明欄2「文化振興推進費」につきましては、源氏物語関連公演の事業費などの精査により減額を、説明欄3「文化施設管理運営費」につきましては、市民文化会館の防火シャッター等改修工事に係る工事費の精査、スカイプラザ浜大津が入っております浜大津公共駐車場受変電設備更新工事の工事費の精査により、減額するものです。説明欄5「パートナーシップ推進費」につきましては、大津市パワーアップ地域活動応援事業補助金など事業費の精査により減額するものです。

目 22 「スポーツ振興費」、説明欄 2 「スポーツ施設管理運営費」  
につきましては、光熱水費の執行見込みなどにより増額を、説明欄  
3 「スポーツ施設整備費」につきましては、坂本市民体育館屋根防  
水及び耐震化等改修工事」の事業進捗及び国の補正予算を活用した  
事業の前倒し等に伴う工事費の精査により増額を、説明欄 4 「スポ  
ーツ推進費」につきましては、国スポ・障スポ開催に伴う市民体育  
大会の一部競技種目の非開催など事業費の精査により減額を、説明  
欄 6 「スポーツステーションおおつ管理費」につきましては、光熱  
水費の執行見込みなど維持管理経費の精査により、増額するもので  
す。

114 ページをお願いします。目 23 「消費生活センター費」、説明  
欄 2 「消費生活センター管理運営費」につきましては、相談事業、  
啓発事業及びセンターの管理運営に係る事業費の精査により、減額  
するものです。

目 24 「文化財保護費」、説明欄 2 「市内遺跡緊急発掘調査費」に  
つきましては、開発行為等に伴う発掘調査事業に係る経費の精査に  
より減額を、説明欄 3 「文化財等保存対策費」につきましては、文  
化財保存修理等補助事業等に係る経費の精査により減額を、説明欄  
4 「文化財保護管理運営費」につきましては、国指定史跡坂本城跡

の保存活用に向けた取組や市内文化財の保存・修理や管理事業に係る経費の精査により増額を、説明欄 5「埋蔵文化財発掘調査受託費」につきましては、開発工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業に係る経費の精査により減額するものです。

116 ページに移りまして、目 25「博物館費」、説明欄 2「博物館企画展示費」につきましては、企画展示事業費の精査により減額を、説明欄 3「博物館管理運営費」につきましては、防火シャッター等改修工事の工事費の精査、及び管理運営に係る事業費の精査により減額するものです。

120 ページをお願いします。項 3「戸籍住民基本台帳費」、目 1「戸籍住民基本台帳費」、説明欄 2「住居表示整備推進費」につきましては、住居表示板・街区案内板の修繕等に係る事業費の精査により減額を、説明欄 3「戸籍住民基本台帳事務管理費」につきましては、各種証明書の発行や届出の受付にかかる事務、住民情報オンラインシステムの運用、また、ネットワークシステムやコンビニエンスストアにおける証明書交付サービス等にかかる経費の精査、及びマイナンバーカード交付事務に係る事務経費の精査により減額するものです。

146 ページをお願いします。款 4「衛生費」、項 1「保健衛生費」、目 6「環境衛生費」、説明欄 5「墓地等管理運営費」のうち、市民部

につきましては、市営堅田霊園の墓地区画返還に伴う墓地使用料の還付による償還金の増額を、説明欄6「斎場管理運営費」につきましては、志賀聖苑空調設備更新工事に係る工事費等の精査により減額するものです。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

6 ページをお願いします。

第2表「繰越明許費補正」です。

「追加」の表の、款2「総務費」、項1「総務管理費」、事業名「スポーツ施設整備事業」につきましては、「坂本市民体育館屋根防水及び耐震化等改修工事」において、国の補正予算を活用した事業の前倒しがあり、年度内での完工が困難であるため、工事請負費の6,685万1千円を翌年度に繰り越しするものです。事業名「文化財保存修理等補助事業」につきましては、「世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理事業」に係る塗装工事に用いる原材料の確保に時間を要し、当初予定していた年度内で完了することが不可能となったため、市費補助額の1,000万円を翌年度に繰り越しするものです。事業名「市内史跡等整備事業」につきましては、「史跡近江国府跡（中路遺跡）史跡等買上げ

事業」において、公有化対象地の筆界確認及び公図訂正等に時間を要し、当初予定していた年度内に完了できない見込みとなったため、公有財産購入費の5,211万8千円を翌年度に繰り越しするものです。

以上、議案第52号「令和7年度大津市一般会計補正予算（第10号）」のうち、市民部の所管する部分につきましての説明とさせていただきます。

よろしく御審査を賜りますよう、お願い申し上げます。